

## 栃木県農業総合研究センターにおける公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和2年8月1日制定

令和5年9月1日改正

令和6年4月1日改正

最高管理責任者（所長）

栃木県農業総合研究センター（以下「センター」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）、（以下「ガイドライン」という。）に基づき、センターにおける公的研究費（以下「研究費」という。）を適正に管理し、不正使用を防止するための基本方針を以下のとおり定める。

なお、「栃木県農業試験場における競争的資金等に係る適正な管理・監査及び研究活動の不正行為への対応等に関する基本方針」（平成23年6月6日策定、平成29年4月1日改正）は廃止する。

### 1 責任体系の明確化

#### 公的研究費の運営・管理の責任体系一覧

所長 （最高管理責任者）	研究費の運営・管理について最終責任を負う。
次長兼研究開発部長 （統括管理責任者）	最高管理責任者を補佐し、センター全体の研究費の運営・管理を行う。
研究統括監 いちご研究所長 管理部長補佐兼管理課長 （コンプライアンス推進責任者）	コンプライアンス教育、啓発活動、研究費の管理及び執行についてのモニタリング及び改善指導を行う。
水稻研究室長 麦類研究室長 野菜研究室長 果樹研究室長 花き研究室長 生物工学研究室長 病理昆虫研究室長 土壌環境研究室長 いちご研究所企画調査担当 TL いちご研究所開発研究室 TL （コンプライアンス推進副責任者）	コンプライアンス推進責任者を補佐する。

次長兼管理部長 (監事)	不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、意見を述べる。
-----------------	-------------------------------------

## 2 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

- (1) 関係する全ての構成員を対象にコンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、意識の向上と浸透を図る。
- (2) 事務処理手続に関するルールを明確にする。
- (3) 事務処理に関する構成員の権限と責任を明確にする。

## 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

- (1) コンプライアンス委員会を設置し、内部監査部門とも連携しつつ、不正を発生する要因がどこにどのような形であるのか、センター全体の状況を体系的に整理し、評価する。
- (2) コンプライアンス委員会は、センター全体の具体的な対策のうち最上位のものとして不正防止計画を策定する。
- (3) 不正防止計画の策定に当たっては、前々項で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化及び適正化を図る。
- (4) 研究室等は、不正根絶のために、コンプライアンス委員会と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

## 3 研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 物品等の購入に係る不正を防止するため、管理課（いちご研究所においては企画担当）の職員が納品検収を担当し、当事者以外の者が納品のチェックを行うことを徹底する。
- (2) 業者に対しては誓約書の提出を求め、不当な取引に関与したセンター場合には取引停止などの処分を行う。

## 4 情報発信・共有化の推進

- (1) 研究費の運営・管理に対する窓口を設置し、センター内外からの相談に対応する。
- (2) 研究費の不正使用等に関する窓口を設置し、センター内外からの通報及び相談に対し適切に対応する。

## 5 実効性の高いモニタリング体制の整備

- (1) 不正の発生の可能性を最小限にすることを旨とし、センター全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。
- (2) 内部監査は、別途定める内部監査規程に基づき実施する。

※この基本方針において、公的研究費とは、農林水産省又は農林水産省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

※この基本方針において、構成員とは、ガイドラインに準じ、当センターに所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。